

「地域クラブ活動たかまつ（仮称）」相談等対応業務委託仕様書

1 業務名

「地域クラブ活動たかまつ（仮称）」相談等対応業務

2 業務の目的

本業務は、ホームページの開設及び地域クラブの募集開始にあたって、制度全体の仕組みや地域クラブの認定に関すること、その他指導者や地域クラブへの参加について等、様々な問い合わせが来ることが予想されるところ、こられの問い合わせへの回答を遅滞なく行い、また、地域クラブ活動の立ち上げや運営に関するアドバイス等を行うことにより、地域クラブの申請を促し、部活動の地域展開をスムーズに進めることを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

ただし、業務開始は令和8年8月1日とし、令和8年7月31日までは準備期間とする。

4 業務の内容

(1) 「地域クラブ活動たかまつ（仮称）」に関する問い合わせ窓口の設置

- ① 2回線以上の電話回線を設置すること。
平日9時～17時を基本とし、対応すること。
- ② 問合せの受付・回答用のメールアドレスを確保すること。

※ 高松市内での事務所（対面窓口）設置は不要です。電話及びメールでの対応ができるようご準備ください。

(2) 「地域クラブ活動たかまつ（仮称）」に関する問い合わせ対応・相談・助言

- ・「地域クラブ活動たかまつ（仮称）」の仕組みに関すること
- ・地域クラブ活動の立ち上げや運営に関すること
- ・地域クラブの募集・登録申請に関すること
※申請された書類のチェックや認定は本業務の対象外です。ただし、申請前に提出物や書類の書き方等の問い合わせがあった場合には対応をお願いします。
- ・指導者の研修、登録申請に関すること
※実際の研修の開催については本業務の対象外です。
- ・地域クラブ活動への参加に関すること
- その他「地域クラブ活動たかまつ（仮称）」に関する問い合わせ全般

※ 令和8年7月31日までに、「地域クラブ活動たかまつ（仮称）」の仕組み等、高松市の制度に係る説明、また、一般的な質問に係る高松市の回答例についての協議を行います。また、8月1日以降については、必要に応じ、随時協議を行います。

(3) 問い合わせ等に係る報告

毎月、問い合わせ、相談の件数を類型ごとに市に報告する。また、問い合わせを受けたもののうち、頻度が多いもの、重要なものについて、Q&Aの形にまとめ、市に提出する。

※ 類型の種類については受注者と協議します。

5 報告書の提出及び支払い

(1) 上記4(3)の報告書及びQ&Aを翌月10日（土曜日、日曜日及び祝日にあたる場合は翌営業日）までに教育局保健体育課に提出する。

(2) 毎月完了払いとする。

(1)の報告提出後、適法な請求を受けて30日以内に支払いを行う。

6 その他留意事項

(1) 再委託の禁止

受託事業者が、業務を一括して第三者に委託することは禁止とする。但し、グループ企業同士やメーカーとそのメーカーの正規の販売代理店（パートナー企業）において、営業と役割提供を分業している場合は、再委託禁止の例外とする。

(2) 著作権

① 本業務の成果品の所有権、著作権及びその他一切の権利は、高松市に帰属するものとする。

ただし、成果品に受託事業者または第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとする。

② 業務の成果品等に、受託者が従前から保有する知的財産権が含まれる場合には、権利は受託者に留保されるが、高松市は、業務の成果品等を利用するために必要な範囲内において、これを無償で利用できるものとする。

③ 受託事業者は、本市に対し、著作者人格権を行使しないものとする。

(3) 第三者の権利侵害

受託者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

(4) 情報セキュリティに関する規定の遵守

情報セキュリティ対策を実施するにあたっては、高松市における情報セキュリティポリシーその他の情報セキュリティに係る規定等に準拠すること。また、作業にあたっては、当該規定等を遵守すること。

(5) 個人情報の取り扱い

本業務の過程で個人情報を取り扱う場合は、高松市個人情報保護条例（平成15年12月条例第42号）に準拠すること。取扱い方法の詳細について疑義がある場合は、高松市と協議すること。

(6) 秘密の保持

受託者は、個人情報、本市が秘密と指定した事項及び業務の履行に際し知り得た秘密を第三者に漏らし、又は不当な目的で利用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。

なお、再委託先についても同様の守秘義務を負うこととする。

本業務を通じて知りえた秘密の第三者への漏洩、資料およびデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講じなければならない。また、本業務のデータ等の使用、保存、処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、高松市の指示に従わなければならない。

(7) 損害賠償

各業務の実施にあたって、本市又は第三者に損害を及ぼしたときは、本市の責任に帰する場合は、受託事業者がその賠償の責任を負うものとする。

(8) 労働関係法規の遵守及び適正な雇用の確保

- ① 所定労働時間については、労働基準法に基づき、業務の実施にあたっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間（特例措置の適用を受ける事業にあつては、週44時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。
- ② 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。

- ③ 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- ④ 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。
- ⑤ 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。
- ⑥ ①から⑤までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

(9) 疑義に関する協議

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の内容等について生じた疑義については、その都度高松市と協議の上、その指示に従い業務を進めること。また高松市は、業務の期間中、いつでもその業務状況の報告を求めることができるものとする。

7 問い合わせ

高松市教育委員会 保健体育課

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

電話番号：087-839-2657

F A X：087-839-2624